

記入しない

整理番号

様式第1号（第4条関係）

事業計画書

提出日

令和00年00月00日

（宛先）さいたま市長

事業計画者

登記事項証明書  
のとおり

住所 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

氏名 埼玉〇〇株式会社

代表取締役 埼玉 太郎

記名  
押印不要

担当部署の  
連絡先

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 048-000-0000

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画書を提出します。

土地の登記事項証明書のとおり

産業廃棄物処理施設の設置等の場所	さいたま市〇〇区大字〇〇字〇〇 100番1の一部、100番2、100番3 以上3筆	新規・変更
産業廃棄物処理施設の種類	産業廃棄物処分量 ①破砕施設 ②圧縮施設 ③圧縮梱包施設	業の区分と施設名を記載
産業廃棄物処理施設において取り扱う産業廃棄物の種類	①破砕：廃プラスチック類、木くず、がれき類 ②圧縮：金属くず ③圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず ※ 石綿含有産業廃棄物を除く	処理方法ごとに記載
特別管理産業廃棄物である場合にあつては、その種類	該当なし	
産業廃棄物処理施設の処理能力	①-1 破砕施設 処理能力：20 t / 日（8時間） 廃プラスチック類 ①-2 破砕施設 処理能力：30 t / 日（8時間） 木くず ①-3 破砕施設 処理能力：100 t / 日（8時間） がれき類 ② 圧縮施設 処理能力：100 t / 日（8時間） 金属くず ③ 圧縮梱包施設 処理能力：3.50 t / 日（8時間） 廃プラスチック類 処理能力：3.00 t / 日（8時間） 紙くず	・施設ごと、（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに処理能力を記載 ・積替え保管施設にあっては保管の上限（保管面積、保管容量、保管高さ）を記載

備考

- 1 整理番号の欄には、記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設に関する変更である場合にあつては、変更の前後がわかるように記載すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の処理能力を記載する欄には、収集運搬業に係る事業の用に供する施設である場合にあつては産業廃棄物の積替えのための保管上限、最終処分場である場合にあつては産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載すること。

注 事業計画書及び添付書類の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。